## 東日本大震災による被災者の医療費負担

## 窓口一部負担金の免除は、平成24年2月末まで延長されました

## ただし7月から被保険者証、免除証明書の提示が必要になります

3月11日の東日本大震災以降、医療機関窓口において、一定の条件を満たす場合に、被保険者証を持っていなくとも、患者の氏名等を確認の上、保険診療を行うことが可能とされ、窓口徴収は免除される取り扱いだが、7月からは被保険者証の提示、及び免除を受ける場合は免除証明書の提示が必要となる。

そのため、一部負担金等の支払を免除している患者に対し、速やかに保険者へ被保険者証の再発行及び免除証明書の申請を行うよう、周知することが必要である。

免除の特例措置期間は6月末までとされていたが、保険医協会・保険医会・保団連が要請を行なってきた結果、平成24年2月29日まで延長された(食事、居住費についての免除措置は当面、8月31日までの予定とされている)。

ここでは6月3日までに出された厚労省通知等の内容について紹介する。

なお、ここでは公的に発表された内容を実務的に紹介するが、問題や課題が多く含まれているため、改善要請も同時に行っている。そのような事情等により、ここに記載した内容も変更があり得るため、引き続きHPや、全国保険医新聞等のチェックをお願いしたい。

## <被災者が受診した場合の医療保険の取り扱い>(全国共通)

## 1. 平成23年7月1日からの医療機関窓口確認について

- (1)保険診療を受ける際には、原則、被保険者証等の提示が必要になるため、確認は記載内容に基づいて通常と同様に取り扱う。
- (2)被災者が被保険者証等を持参せずに受診した場合
  - ①原則は被保険者証の提示が必要だが、提示がない場合でも氏名、住所地等を確認の上、保険診療が可能である(**表 1 参照**)。なおその場合、速やかに被保険者証等の再交付を受けるよう患者に周知するとともに、再交付後、保険者番号及び被保険者証等の記号・番号を必ず保険医療機関等に連絡するよう伝えることが必要である。
  - ②一部負担金徴収の割合については、患者の申し立てに従って1割、又は3割分を徴収する。なお、レセプト請求後に患者の申し立てに誤りがあったことが判明した場合については、保険者と患者間で調整が図られることとされている(6月2日厚労省確認)。

## 2. 窓口一部負担金等の支払い免除の取扱い(7月1日以降)

(1) 窓口での一部負担金等の支払が免除されるのは、保険者から交付された一部負

担金等の免除証明書を提示した患者のみとなる(免除の対象となる要件等は**表2**を参照)。

- (2) ただし、以下の被保険者は、当面、被保険者証等の提示、被災した旨の申立てにより免除の要件に該当すれば、免除証明書の提示がなくても一部負担金を免除してよい。
  - ①一部の市町村(以下の表)に住所がある、市町村国保の被保険者
  - ②一部の市町村(以下の表)に住所がある、後期高齢者医療被保険者

免除証明書の提示がなくても一部負担金を免除してよい市町村			
岩手県	宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町		
宮城県	女川町、南三陸町		
福島県	田村市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江		
	町、葛尾村、飯舘村		

- ※ 免除証明書の提示は必要ないが、免除要件(**表2参照**)に該当しているかどうかの確認(被保険者証の提示、被災した旨の申し立てによる)をし、該当する場合は免除できる。
- ※ 免除証明書の提示がなくても免除できる期間は、当分の間とされており、免除証明書 の発行が完了した時点でこの取扱いは終了する。
- ※ 福島県田村市、南相馬市については、緊急時避難準備区域の指定が全域ではないため、 免除証明書の提示が必要になるのは8月1日からであり、7月末までは6月以前と同 様に取扱うとされている(福島県HPより)。
- ※ 福島県広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村 については、被保険者証の提示(免除に該当するかどうかの確認は不要)のみで、免 除される扱いとなる予定とされている(6月3日現在)。
  - (3)(2)に該当する患者以外で、明らかに免除対象者である場合であっても、免除 証明書の提示がない場合は、一部負担金を徴収する。なお、患者には市町村、健 保組合又は協会けんぽ等の保険者に還付申請すれば、還付が受けられる旨伝える。

## 3. 被災者がこれまでに支払った一部負担金の還付について

次に掲げる者は、保険者へ申請することにより、すでに保険医療機関等の窓口で支払った一部負担金等について保険者から還付を受けることができるため、患者への周知が必要である。

- (1) 平成23年6月末までの間に、これまでの一部負担金免除の要件(表2の「1」 に該当する方)に該当していたが、一部負担金等の支払いを行った者
- (2) 平成23年7月以降、保険者による手続きが遅滞している等、免除証明書を医療機関の窓口に提出しなかったことがやむを得ないと認められる者で、一部負担金を支払った者

## 表 1 被災者が受診した場合の資格確認等

- 1. 資格の確認
- (1)原則、被保険者証の提示により被保険者資格の確認を行う。 ※一部負担金免除に該当する患者の場合は、免除証明書の提示により確認する(表2参照)。
- (2)被災者が被保険者証等を持参せずに受診した場合 提示がない場合でも、以下の①~③に従って氏名、住所地等を確認の上、保険診療が可能である。

その場合、

- ・速やかに被保険者証等の再交付を受けるよう患者に周知する
- ・再交付後、保険者番号及び被保険者証等の記号・番号を必ず保 険医療機関等に連絡するよう伝える

\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*

- ①健康保険法及び船員保険法の被保険者及び被扶養者の場合 <氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡 先をカルテに記録>
- ②国民健康保険法の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者の場合

<氏名、生年月日、住所及び連絡先をカルテに記録>

- 2,被保険者証の 提示がなかった 場合の一部負担 金の徴収
- 一部負担金徴収の割合については、患者の申し立てに従って1割、 又は3割分を徴収する。なお、レセプト請求後に患者の申し立てに誤りがあったことが判明した場合については、保険者と患者間で調整が 図られることとされている(6月2日厚労省確認)。

### 表 2 被災者の一部負担金の免除特例措置の概要(2011年7月1日以降)

7月1日以降、一部負担金の免除を受ける場合は、免除証明書の提示が必要である。以下、 免除を受ける際の条件を表にまとめた。

1,	対象	者
(	右	$\mathcal{O}$

①平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた方(同日以降、他の市町村 に転出した方も含む)。

(1), (2)要件を満

岩手県全域、宮城県全域、福島県全域、茨城県の一部、栃木県の一部、千葉県の一 部、長野県栄村、新潟県の一部 (表3 参照)

ある)

- たす者で | ②以下の7つのうちいずれかに該当する方
  - ア 住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
  - イ 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った方
  - ウ 主たる生計維持者が行方不明である方
  - エ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
  - オ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
  - カ 原子力発電所の事故に伴い、政府の避難指示や屋内退避指示、計画的避難区域 及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている(又は対象となって いた) 方

※対象から解除された場合でも6月末日まで支払いは猶予される

キ 上記ア~カに準ずるものとして保険者が認めた方(長期避難世帯)

## 2. 免除証 明書の取 得の手続 き

- (1) 2011 年 7 月 1 日以降は、一部負担金の免除を受ける場合は、原則として医療機 関窓口で**免除証明書**の提示が必要である。
- (2) 免除証明書の取得は、居住している市町村又は健保組合・協会けんぽ等の保険 者に、一部負担金等免除申請書を提出する。その際、免除に該当する項目に応じ て、**以下の書類**(下線部)を添付する。
- ①住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方の場合
  - →り災証明書・被災証明書
- ②主たる生計維持者が死亡した場合
  - →り災証明書・被災証明書や死亡診断書など
- ③主たる生計維持者が重篤な傷病を負った方の場合
  - →医師の診断書
- ④主たる生計維持者の行方が不明である方の場合
  - →警察に提出した行方不明の届出の写しなど
- ⑤主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方の場合
  - →公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの(税務署に提出する 廃業届、異動届の控え等)
- ⑥主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方の場合
  - →雇用保険の受給資格者証、事業主等による証明書
- ⑦原子力発電所の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準 備区域に関する指示の対象となっている方の場合
  - →住民票の写しなど、避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認でき

## るもの

- ※ 公的な書類(上記下線部)の入手が困難な場合でも、申請者の申立てにより認定 を受けることも可能とされている。その場合、可能な限り事業主、親族、知人等 の証明を受ける。
- ※ 一部負担金免除申請書については、各保険者に問い合わせの上、入手されたい。

## 3, 免除の 期間と種 類

以下の負担金について、2012 年 2 月 29 日までの診療分及び調剤分の一部負担金等についての徴収を免除する。ただし食事療養標準負担額・生活療養標準負担額については2011 年 8 月 31 日までの予定とされている。

医療機関で対象になる負担金は次の通り。

- 一部負担金
- 食事療養標準負担額、生活療養標準負担額
- ・保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費 に関する自己負担額

# 4, 一部負担金還付の取扱い

次に掲げる者は、市町村、健保組合又は協会けんぽ等の保険者へ申請することにより、すでに保険医療機関等の窓口で支払った一部負担金等について保険者から還付を受けることができる。

- (1) 平成23年6月末までの間に、これまでの一部負担金免除の要件(表2の「1」に該当する方)に該当していたが、一部負担金等の支払いを行った者
- (2) 平成 23 年 7 月以降、保険者による手続きが遅滞している等、免除証明書を医療機関の窓口に提出しなかったことがやむを得ないと認められる者で、一部負担金を支払った者

## 表3 一部負担金の免除特例措置の対象地域

岩手県	全 34 市町村
宮城県	全 35 市町村
福島県	全 59 市町村
青森県	八戸市、三沢市、上北郡おいらせ町、三戸郡階上町
茨城県	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、
	高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿
	嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾
	田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨
	城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡
	美浦村、稲敷群河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町、古河市、結城市
栃木県	宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那
	<b>須塩原市、足利市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳</b>
	賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町
千葉県	旭市、香取市、山武市又は山武郡九十九里町、横芝光町、千葉市美浜区、習
	志野市、我孫子市、浦安市、銚子市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、佐
	倉市、東金市、八千代市、印西市、富里市、印旛郡酒々井町、栄町、香取郡
	多古町、東庄町
長野県	下水内郡栄村
新潟県	十日町市、上越市、中魚沼郡津南町
※平成23年6月3日現在。追加して適用があれば当該適用市町村を含む(地震の発生以	
後、適用	市町村から他の市町村に転入した場合を含む)。
原子力発	①原子力災害対策特別措置法による、避難のための立退きに係る内閣総理大
電所の事	臣の指示対象については、東京電力(株)福島第一原子力発電所から半径
故による	20km 圏内の住民の方、福島第二原子力発電所から半径10km 圏内の住
対象地域	民の方。及び福島第一原子力発電所から半径20㎞以上30㎞圏内の住
	民の方で屋内退避の指示が出されている方(なお、屋内退避は4月22日に
	解除されたが、6月末日までは窓口負担は免除される)。
	②原子力災害対策特別措置法による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区
	域の対象地域は、以下のホームページアドレスを参照。

1:「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その5)」4頁の「平成23年(2011年)福島第一および第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長指示」(平成23年4月22日9時44分)

http://hodanren.doc-net.or.jp/iryoukankei/jisin/110423jm ichibuhutan sono5.pdf

2:対象地域地図

http://www.meti.go.jp/press/2011/04/20110422004/20110422004-5.pdf

## 4. 平成 23 年 7 月診療分以降の診療報酬請求の取扱い

一部負担金等の支払いを免除した場合は、患者負担分を含めて 10 割を審査支払機関 等へ請求する。

なお、請求の具体的な手続きは、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて(その2)」(平成23年4月1日厚生労働省保険局医療課事務連絡)の3を参照することとされていることから、以下に抜粋して掲載する。

- (1)被保険者証等を提示せずに受診した患者に係る請求の取扱い
- ①医療機関は、「受診の際に確認した被保険者の事業所等や、当該患者が過去に受診した医療機関への問い合わせ」や「医療機関窓口での確認」等を行い、可能な限り保険者等を記載する。
- ②保険者を特定できた場合は、当該保険者番号をレセプトの所定の欄に記載する。 なお、被保険者証の記号・番号が確認できた場合は当該記号・番号を記載し、確認で きない場合は明細書の欄外上部に赤色で**不詳**と記載する。
- ③保険者を特定できない場合は、「住所」又は「事業所名(患者に確認できた場合は、連絡先も)」について明細書の欄外上部に記載した上で、国保連と支払基金で別々にレセプトを東ねて請求する。また、提出先が不明なレセプトについては、医療機関の判断で基金と国保のどちらかに提出する。
- ④保険者が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法について、国保連分は、当該不明分の診療報酬請求書を作成する方法(通常通り、国保分と後期高齢者分を区分してそれぞれ診療報酬請求書を作成すること)で記載する。支払基金分は、診療報酬請求書の備考欄に未確定の旨を明示し、その横に一括して所定事項(件数、診療実日数及び点数等)を記載する。
- ※ただし、国保連により取扱いが異なる可能性あり。

## (2) 一部負担金支払猶予に関する請求の取扱い

- ①一部負担金支払を猶予された患者については、当該猶予措置等の対象となるレセプトと対象外レセプトを別々に請求する必要がある。具体的には以下ア或いはイの対応となる。
- ア. 猶予措置対象レセプトについては、レセプト欄外上部に赤色で**火** と記載した上で、同一患者について猶予措置等の対象外レセプトがある場合にはこれらを2枚1組にし、通常のレセプトとは別に束ねて提出。
- イ.同一患者について猶予措置等に関係する診療かどうか区別が困難な場合には、 当該レセプト欄外上部に赤色で**災**2と記載するとともに、震災以前の診療に関する一 部負担金等の額を摘要欄に記載の上で提出。
- ②一部負担金等の猶予をした場合には、患者負担分がゼロとなるため、保険優先の公費負担医療(特定疾患治療研究事業【法別番号 51】等の「公費併用レセプト」となるもの)の対象にならない。そのため、従来は公費併用レセプトとして請求していたものについても、レセプトは医保単独とし、公費負担者番号及び公費受給者番号は記載しなくてよい。

- ③入院分について、例えば、月末に一括して3月診療分の支払を受ける場合であっても、一部負担金等の支払猶予対象となるのは、震災以後、一部負担金等の支払の猶予対象者に該当することとなってからの診療分である。また、外来分についても同様に、一部負担金等の支払猶予対象となるのは、震災以後、一部負担金等の支払の猶予対象者に該当することになってからの診療分である。
- ※被保険者証の記号・番号は不明で、かつ、一部負担均等を猶予した場合には**不詳** (変) と記載する。
- ※一部負担金等とは、一部負担金、入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る標準負担額、訪問看護療養費に係る自己負担額等をいう。
- (3)調剤報酬、訪問看護療養費について診療報酬の請求と同様の取扱いとなる。

以上